

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(東京都担当部会)

平成 30 年 6 月 22 日 答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800024号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800050号

## 第1 結論

1 請求者のA社における平成24年12月1日から平成25年10月25日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成24年12月から平成25年8月までの標準報酬月額については11万円から32万円、同年9月の標準報酬月額については11万円から30万円とする。

平成24年12月から平成25年9月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年12月から平成25年9月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のA社における平成25年9月1日から同年10月25日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成25年9月の標準報酬月額については32万円とする。

平成25年9月の訂正後の標準報酬月額(上記1の訂正後の標準報酬月額(30万円)を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和31年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年12月1日から平成25年10月25日まで

A社に勤務していた請求期間に係る標準報酬月額の記録が、実際に支給されていた給与額と比べて低く記録されている。給与明細書を提出するので、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求者から提出された給与明細書により、請求期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額(以下「本来の報酬月額」という。)に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準報酬月額は、請求者から提出された給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 24 年 12 月から平成 25 年 8 月までは 32 万円、同年 9 月は 30 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 24 年 12 月から平成 25 年 9 月までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び平成 25 年の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を年金事務所に対し誤って提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 24 年 12 月 1 日から平成 25 年 10 月 25 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間のうち、平成 25 年 9 月 1 日から同年 10 月 25 日までの期間について、請求者から提出された給与明細書により確認できる本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えていることが確認できることから、請求者の当該期間に係る標準報酬月額を 32 万円に訂正することが必要である。

なお、請求期間のうち、平成 25 年 9 月 1 日から同年 10 月 25 日までの期間の訂正後の標準報酬月額（上記 1 の訂正後の標準報酬月額（30 万円）を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。